

年次有給休暇取得促進に向けて 行動計画

社員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年8月1日～ 2027年7月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：2027年7月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり 平均年間8日以上とする。
--

<対策>

- 2022年 8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2022年 8月～ 社内検討開始
計画的な取得に向けた年間カレンダーの見直し・実施
- 2022年 9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始